平成16年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

1 市町村の取組状況

(注)市町村数はH17.3.31現在

平成16年度に直接支払交付金制度を実施した市町村は、過疎法等の地域振興関連 8法(以下、「8法」という。)及び山梨県中山間地域等直接支払制度特認基準(以 下、「特認」という。)に指定された地域を有する35市町村のうち、32市町村で ある。

なお、3町村は、対象農用地が無い、又は、対象農用地が非常に少ない等の理由から、制度を実施していない。

表-1 対象市町村数及び平成16年度制度実施市町村数

		対 象 市町村数	実 施 市町村数
8 法地域	全域指定	23	22
0 14 16 13	部分指定	7	6
特認地域	全域指定	4	3
行心心心	部分指定	8	6
合	計	35	32

(注)特認基準の部分指定地域に ついては、8法部分指定市町村と 重複する関係で合計が合わない。 (重複市町村:南アルプス市、甲斐市、山梨市、笛吹市、六郷町、韮 崎市、富士河口湖町)



実施市町村 未実施市町村

2 協定締結の状況

(1)協定形態別内訳

集落協定は新たに1協定増えた。

参加者数は集落協定で前年に比べ37人増え、また1協定当たり37人となっている。協定面積は集落協定で前年に比べ11ha増え、また1協定当たり10haとなっている。 集落協定への交付金は1協定当たり1,237千円となっている。 個別協定は前年と比べて総じて変わっていない。

表 - 2 (単位:件、人、ha、千円)

	集落協定	個別協定	計	前年比(%)	H12年比
協定数	434	9	443	100.2%	118%
参加者数	16,062	9	16,071	100.2%	122%
協定面積	4,435	22	4,457	100.3%	124%
交付金額	536,829	2,203	539,033	100.3%	118%

(注)四捨五入の関係 で合計が合わない場合 がある。

(2)協定面積に占める農振農用地区域編入面積

平成12年度から累積して、田325a、畑2,450a、計2,774aが農振農 用地区域に編入されている。

表-3 平成15年度の協定締結面積に占める農振農用地区域編入面積

(単位: a)

	<u>-14 . a /</u>		
	田畑		計
山梨市	1	2	4
中道町	10		10
合計	11	2	13

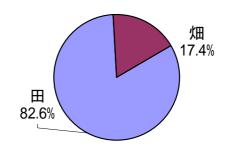
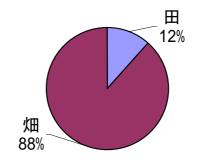


表-3 年別協定締結面積に占める農振 農用地区域編入面積

(単位:a)

		(4	<u> 111 . a)</u>
	田	畑	計
平成12年	219	1,721	1,941
平成13年	15	544	559
平成14年	61	0	61
平成15年	18	182	200
平成16年	11	2	13
合計	325	2,450	2,774



(3)協定参加者の構成

表 - 4 集落協定参加者の構成(単位:人、組織、組合) 生産組

農業者	計			
15,729	16	73	244	16,062

注)その他には、協定参加者の中で非農家と農家だが交付金を受けていない者が含まれる。

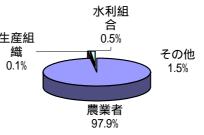
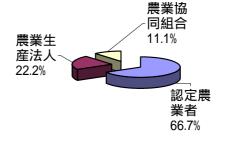


表-5 個別協定の経営形態別内訳

認定農業者	農業生産法人	農業協同組合	計
6	2	1	9



(4) 一協定当たり及び協定参加者一人当たり面積・交付金額

協定面積では集落協定は一協定あたり10ha、一人当たり0.28ha、個別協定では一人当たり2.43ha となっている。

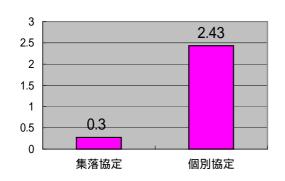
また、交付金額では集落協定は一協定あたり1,237千円、一人当たり33千円、個別協定では245千円となっている。

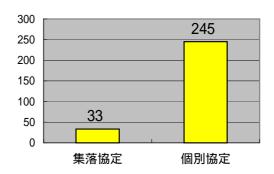
表-6 (単位:人、ha、千円)

(1=:>(::::::::::::::::::::::::::::::::::						
	集落協定			個別協定		
	全体	一協定当たり	一人当たり	全体	一人当たり	
協定面積	4,435	10	0.28	22	2.43	
交付金額	536,829	1,237	33	2,203	245	
面積H12比	124%	105%	102%	123%	110%	

一人当たり協定面積(ha)

一人当たり交付金額(千円)





(5)協定農用地の地目・区分別内訳

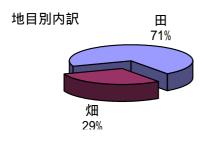
地目別では田が71%、畑が29%となっている。 区分別では急傾斜が44%、小区画不整形が0.2%、緩傾斜が55%となっている。

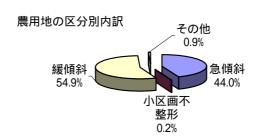
表-7 (単位: ha)

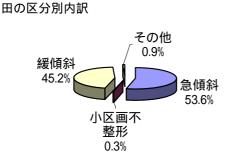
	急傾斜	小区画不 整形	緩傾斜	その他 (1)	計
田	1,688	9	1,424	27	3,148
前年比(%)	100.3%	100.0%	100.2%	100.0%	104.8
畑	271	-	1,023	14	1,310
前年比(%)	100.2%	-	100.3%	100.0%	102.9
計	1,960	9	2,447	41	4,457

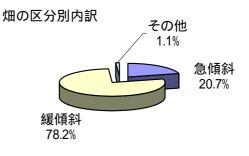
1は、高齢化率・耕作放棄 率の高い農地をいう。

> (注)四捨五人の関係 で合計が合わない場合 がある。









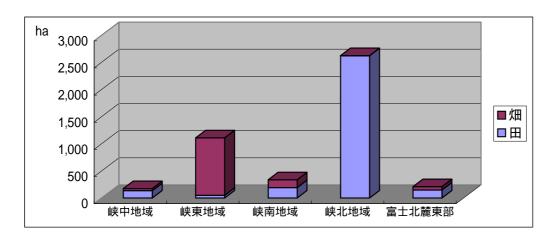
(6)地域別実施状況

協定締結面積を、エリア5ブロック別に みると、最も多いのが峡北地域で2,62 4haとなっている。

地目別にみると、田で最も多いのが峡 北地域で2,623ha。畑で最も多いのが 峡東地域で1,060haとなっている。

(注)四捨五入の関係で計が合わない場合がある。

表-8 (単位:ha)						
	田	畑	計	割合		
峡中地域	135	40	175	3.9%		
峡東地域	50	1,060	1,110	24.9%		
峡南地域	193	145	337	7.6%		
峡北地域	2,623	3	2,625	58.9%		
富士北麓東部	148	62	209	4.7%		
計	3,148	1,309	4,457	100.0%		

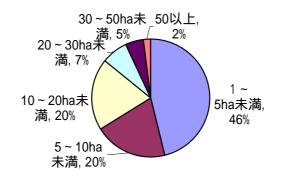


(7)集落協定における協定農用地面積別協定数

一協定あたりの平均協定面積は10ha(表 - 6参照)であるが、協定農用地面積別協定数をみると、最も多いのが1ha以上5ha未満で200協定(46%)、次に5ha以上10ha未満 87協定(20%)、10ha以上20ha未満が85協定(20%)となっている。

表-9

18-3							
	1 ~ 5ha未満	5~10ha 未満	10~20ha 未満	20~30ha 未満	30~50ha 未満	50ha以上	計
峡中地域	31	2	4	0	1	0	38
峡東地域	48	32	33	4	5	0	122
峡南地域	42	9	5	3	1	0	60
峡北地域	57	38	43	25	14	7	184
富士北麓東部	22	6	0	0	0	2	30
計	200	87	85	32	21	9	434

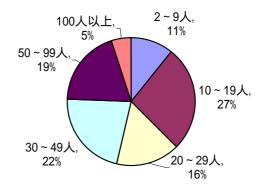


(8) 集落協定における協定参加者数別協定数

一協定あたりの平均協定人数は37人であるが、協定参加者数別協定数をみると、最も多いのが10人以上20人未満で116協定(27%)、次が30人以上50人未満で95協定(22%)となっている。

表-10

	2~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100人以上	計
峡中地域	3	19	7	3	5	1	38
峡東地域	10	26	20	33	28	5	122
峡南地域	9	15	11	12	9	4	60
峡北地域	20	43	29	40	42	10	184
富士北麓東部	5	13	3	7		2	30
計	47	116	70	95	84	22	434

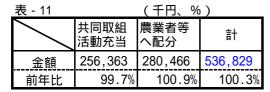


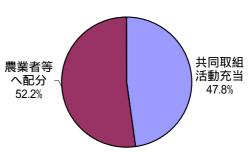
3 共同取組活動の実施状況

(1)集落協定における交付金の配分状況

集落協定による共同取組活動を通じて多面的機能を維持するとの観点から、交付金交付額の概ね1/2以上が集落の共同活動に使用されるよう呼びかけている。

集落協定における交付金の配分状況は共同取組活動に256,363千円(47.8%)が配分されている。





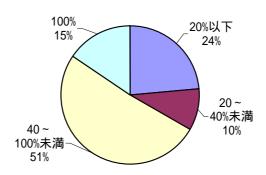
(2) 集落協定における共同取組活動充当割合別協定数

集落協定における共同取組活動充当割合別協定数をみると、最も多いのが40%以上70%未満で221協定(51%)となっている。その内訳としてエリア5ブロック別に見ると最も多いのが峡北管内で166協定となっている。

共同取組活動充当割合が1/2以上の集落協定が289協定(67%)となっている。

表-12

12-12					
	20%以下	20~ 40%未満	40~ 100%未満	100%	計
峡中地域	35	3			38
峡東地域	58	30	10	24	122
峡南地域	7	6	20	27	60
峡北地域	1	2	167	14	184
富士北麓東部	2	1	25	2	30
計	103	42	222	67	434



(3)共同取組活動に対する交付金の使用方法

集落協定に位置づけられている交付金の使用方法についてみると、最も多く位置付けられている使用方法は、「水路・農道等の維持管理」で290協定(67%)となっている。

それぞれの項目における主な交付金の使途

・農用地に関する事項協定農用地に含まれる耕作放棄地の復旧、またはその林地化をする場合にかかる

費用。および協定農用地に含まれない耕作放棄地に対する保全管理にかかる費

用

・水路農道等の水路農道の清掃、補修、点検にかかる費用

維持管理

・多面的機能を増進 景観作物の作付け、市民農園の設置運営、周辺林地の下草刈り、堆きゅう肥の施肥

する活動 等にかかる費用

·生産性·収益の向上 農業機械の共同購入·共同利用、農作業受委託の推進、新規就農者の住宅確保等

担い手の定着にかかる費用

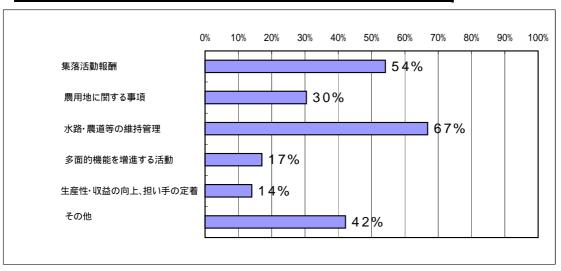
・その他 地域に伝わる文化(祭り等)の継承にかかる費用

共同取組活動に必ず交付金が使用されているわけではないので、協定数は全協定数(434)と合わない

表-13

集落活動報酬		農用地に 関する事 項 ※の維持 管理		多面的機 能を増進 する活動	生産性・収 益の向上、 担い手の 定着	その他	
選択協定数	235	132	290	74	61	183	(
前年比(%)	96%	64%	92%	44%	39%	130%	l

(複数選択)

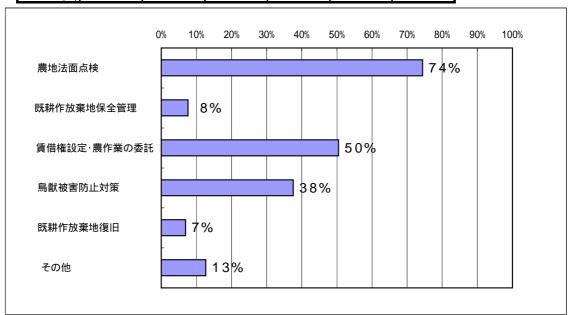


(4)農業生産活動等(農用地)に関する事項

集落協定に位置づけられている活動内容を、農業生産活動等(農用地)に関する事項についてみると、 最も多〈位置付けられている活動は、「農地法面点検」で323協定(74%)で、次いで「賃貸借権設定・農 作業の委託」で219協定(50%)、「鳥獣被害防止対策」で163協定(38%)の順となっている。

表-14 農業生産活動等

以 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
	農地法面 点検	既耕作放 棄地保全 管理	賃借権設 定・農作 業の委託	鳥獣被害 防止対策	既耕作放 棄地復旧	その他			
選択協定数	323	33	219	163	30	55	(複数選択)		
前年比(%)	108%	106%	100%	116%	125%	122%			

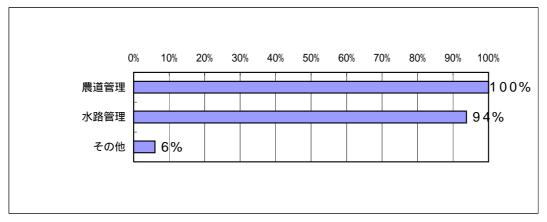


(5)農業生産活動等(水路・農道等の管理)に関する事項

集落協定に位置づけられている活動内容を、農業生産活動等(水路・農道等の管理)に関する事項についてみると、全部の協定が「農道の管理」を位置づけており、「水路の管理」を位置づけている協定の数は407(94%)となっている。

表-15

	農道管理	水路管理	その他	
選択協定数	434	407	26	(複数選択)
前年比(%)	100%	100%	100%	



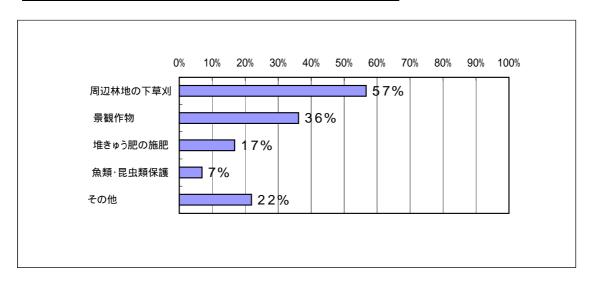
(6)多面的機能を増進する活動に関する事項

集落協定に位置づけられている活動内容を、多面的機能を増進する活動に関する事項についてみると、最も多く位置付けられている活動は、「周辺林地の下草刈り」で246協定(57%)、次いで「景観作物」で157協定(36%)の順となっている。

表-16

<u> </u>					
	周辺林地 の下草刈	景観作物	堆きゅう 肥の施肥	魚類・昆 虫類保護	その他
選択協定数	246	157	73	30	95
前年比(%)	100%	99%	101%	103%	109%

(複数選択)

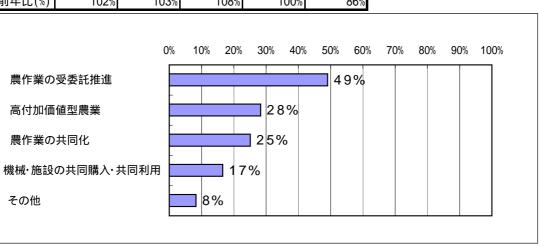


(7)生産性・収益の向上に関する事項

集落協定に位置づけられている活動内容を、生産性・収益の向上に関する事項についてみると、最も多く位置付けられている活動は、「農作業の受委託推進」で213協定(49%)、次いで「高付加価値型農業」で123協定(28%)の順となっている。

表-17

	農作業の受 委託推進	高付加価値 型農業	農作業の 共同化	機械・施設の 共同購入・ 共同利用	その他	
選択協定数	213	123	109	72	36	(複数選択)
前年比(%)	102%	103%	108%	100%	86%	



(8)担い手の定着に関する事項

集落協定に位置づけられている活動内容を、担い手の定着に関する事項についてみると、最も多く位置付けられている活動は、「農地の面的集積」で152協定(35%)、次いで「認定農業者の育成」で144協定(33%)の順となっている。

表-18

	新規	新規就農者の参入						
	新規就農者 の受入先確 保	新規就農者 の住宅確保	その他	オペレー ターの育 成・確保	農地の面 的集積	認定農業 者の育成	その他	
選択協定数	76	19	55	71	152	144	31	(複数選択)
前年比(%)	106%	112%	108%	103%	100%	99%	97%	

